

飯能市職員温室効果ガス削減行動計画

～地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画～

平成21年3月

飯 能 市

目次

第1章 計画の基本的事項	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の目的	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象範囲	4
（1）対象となる事務・事業の範囲	4
（2）対象とする施設の範囲及び区分	4
（3）対象とする温室効果ガス	5
第2章 温室効果ガスの排出量の現状	6
1. 温室効果ガスの活動量	6
2. 温室効果ガスの排出量	7
3. 温室効果ガスの種類別の排出状況	8
4. 活動別の温室効果ガスの排出状況	9
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	10
第4章 温室効果ガスの排出削減の取り組み	11
1. 温室効果ガス排出削減の具体的な取り組み	11
2. 温室効果ガス排出の抑制に配慮した取り組み	12
第5章 計画の推進と管理体制	14
1. 推進体制	14
2. 職員に対する啓発、情報提供等	14
3. 点検及び公表	14

資料編

1. 平成19年度飯能市温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	15
2. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の抜粋	16

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

近年、化石燃料の燃焼、大量生産・大量消費・大量廃棄型の産業活動や日常生活に伴う行動が発生の原因となり、温室効果ガスが大量に排出されています。このまま温室効果ガスを大量に排出しつづけると、温暖化が進み気温の上昇、海水面の上昇、異常気象の多発などさまざまな自然環境への影響が危惧されます。

これまでに、地球温暖化防止に向けて国際的な取り組みを設定した「気候変動に関する国際連合枠組条約」（UNFCCC）が1994年（平成6年）に発効し、1997年（平成9年）には締約国による会議が京都で開催され、二酸化炭素など6種類の温室効果ガスの排出削減義務などを定めた「京都議定書」が採択されました。京都議定書では、我が国の温室効果ガスの排出量を、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの間に、1990年（平成2年）を基準年として6%削減する目標が定められました。2005年（平成17年）、ロシア連邦の批准により発効し、我が国の温室効果ガス排出量を6%削減することが義務づけられました。

また、2008年（平成20年）7月の北海道洞爺湖サミットでは、我が国が提案した世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比べて2050年までに50%の削減を達成する目標を、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（UNFCCC）のすべての締約国と共有し、採択することで合意しました。

そして、我が国では同年7月29日に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」により、2050年までに温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減する長期目標を掲げました。

このような国際的な動きの中で、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、温室効果ガス削減の取組が行なわれることになり、市町村は自らの事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全、強化のための措置に関する計画を策定するものと定められています。

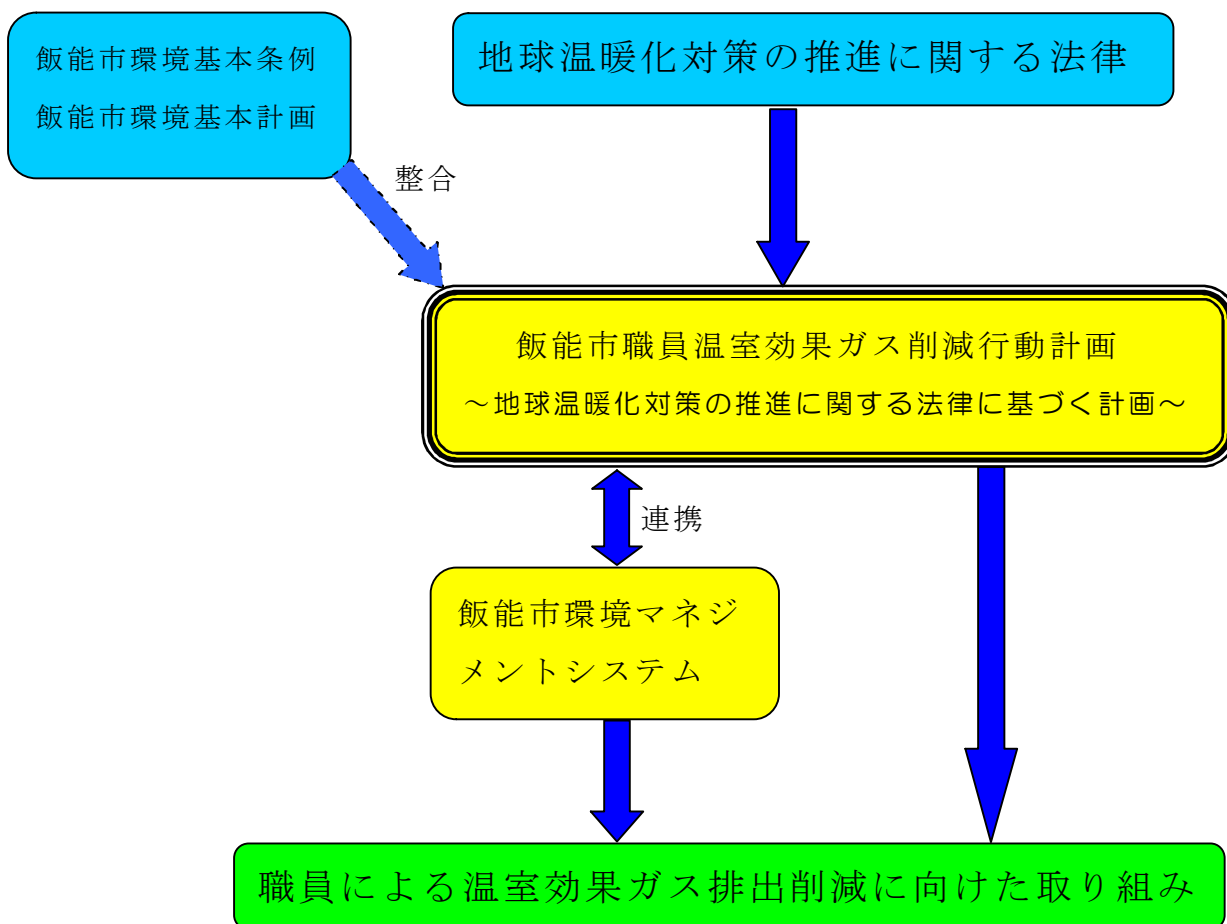
本市では、「飯能市環境マネジメントシステム」により温室効果ガス削減に努めていますが、地球温暖化対策の着実な推進のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、「飯能市職員温室効果ガス削減行動計画」を策定するものです。

2. 計画の目的

本計画は、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等、環境への負荷を軽減することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画として策定するものです。この実行計画は、温室効果ガスの排出の抑制等を推進する対策として、市が行なう事務・事業により排出する温室効果ガスの排出量の削減を図るための施策であり、次のように位置づけます。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。

5. 計画の対象範囲

(1) 対象となる事務・事業の範囲

本計画は、本市の事務・事業のうち、本市の職員が直接実施する事務・事業のすべてを対象とします。

ただし、民間に委託している事務・事業についても、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについて、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

(2) 対象とする施設の範囲及び区分

本計画の対象とする施設等の範囲を、次のとおり区分する。

事業名	施設及び設備
市民生活 関連事業	クリーンセンター、環境センター、水道事業施設、浄化センター、原市場浄化センター、下水道設備、防災行政無線、道路照明灯、観光トイレ、公園、東飯能駅自由通路、市営中山団地共聴設備、飯能駅サービスコーナー、各施設の浄化槽
市民利用 施設事業	勤労青少年ホーム、市民会館、南高麗福祉センター、原市場福祉センター、あけぼの子ども森公園、市立病院、南高麗診療所、名栗診療所、図書館、こども図書館、市民プール、名栗スポーツ広場、屋外照明施設、武道場、名栗出張所（名栗公民館・図書館名栗分室含む）、公民館（出張所含む）、郷土館、観光案内所、あすなろ会館、ふるさと会館、旧南川小学校、旧北川小学校、その他本市が行う事務・事業の範囲の施設及び設備
教育関連 事業	つぼみ園、市立保育所、精明児童クラブ、市立小学校、市立中学校、名栗幼稚園、名栗給食共同調理場
オフィス 事業	本庁舎、本庁舎別館、第二庁舎、保健センター、保健センター名栗分室、土地区画整理事務所

(3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、同法第2条3項において次の6種類の物質を掲げています。

本計画では、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄については、本市で行なう事務・事業からは発生しないため対象外とします。

種 類	主 な 発 生 源	地球温暖化係数	本市の事務・事業における主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	1	電気の使用、燃料(ガソリン等)の燃焼、一般廃棄物の焼却
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るもの、下水汚泥、自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立てからも発生します。	21	自動車等の走行、下水処理、し尿処理、浄化槽、一般廃棄物等の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセス、農業や下水汚泥からの排出もあります。	310	自動車等の走行、下水処理、し尿処理、浄化槽、一般廃棄物等の焼却
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されています。	140 ～ 11,700	カーエアコンからの排出
パーフルオロカーボン類(PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液などとして使用します。	6,500 ～ 9,200	
六ふっ化硫黄(SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用します。	23,900	

第2章 温室効果ガスの排出量の現状

1. 温室効果ガスの活動量

平成19年度の本市の事務・事業に関する温室効果ガスの活動量は次のとおりです。電気使用量のうち、約70%は水道事業、下水道事業、道路照明灯や一般廃棄物の処理など、市民生活を維持する事業に使用されています。

【温室効果ガスの活動量】

項 目	活 動 量	内 容
ガ ソ リ ン	62,902 0	公用車・作業機械の燃料として使用
灯 油	187,605 0	暖房用・空調設備の燃料に使用
軽 油	14,335 0	公用車・発電機の燃料として使用
A 重 油	169,925 0	発電機・空調設備の燃料として使用
液化石油ガス (L P G)	45,396 m ³	L P G使用区域の公共施設で給湯設備に使用
都 市 ガ ス	278,706 m ³	都市ガス使用区域の公共施設で給湯設備・空調設備に使用
電 気	23,270,896Kwh	公共施設の照明・事務機器、道路照明灯、機械・電気設備等で使用
一般廃棄物の 焼却	18,902 t	クリーンセンターの一般廃棄物の焼却量
	1,329.5t	上記のうち、廃プラスチック類の焼却量
燃料の使用に伴う排出	1,310kg	木質ペレット及び木材の焼却
下水の処理に伴う排出	6,753,704 m ³	浄化センターにおける処理量
し尿の処理に伴う排出	22,623 m ³	環境センターにおける処理量
浄化槽の処理に伴う排出	4,572人	公共施設のうち、浄化槽設置施設の浄化槽対象処理人員
自動車の走行量	717,900km	バス・普通乗用車・軽自動車等の公用車 132台の走行量

2. 温室効果ガスの排出量

各活動量を二酸化炭素排出量に換算するため排出係数を乗じて、算出しました。

【二酸化炭素排出量】

項 目	活 動 量	二酸化炭素排出量 (kg)
ガ ソ リ ン	62,902 0	1 4 6 , 0 3 7
灯 油	187,605 0	4 6 7 , 0 3 9
軽 油	14,335 0	3 7 , 5 4 7
A 重 油	169,925 0	4 6 0 , 4 3 4
液化石油ガス (L P G)	45,396m ³	1 3 6 , 2 0 1
都 市 ガ ス	278,706m ³	5 7 9 , 6 1 4
電 気	23,270,896Kwh	7 , 8 8 8 , 8 3 4
一般廃棄物の焼却 (廃プラスチック類)	1,329.5t	3 , 5 8 3 , 0 0 3
計		1 3 , 2 9 8 , 7 0 9

【メタン及び一酸化二窒素の排出量】

項 目	メ タ ン (kg)	一酸化二窒素 (kg)
自動車の走行に伴う排出	9.24	18.13
一般廃棄物の焼却	18.15	1,067.96
燃料の使用に伴う排出	1.44	0.02
下水、し尿処理、浄化槽 の処理に伴う排出	9,566.38	1,202.90
計	9,595.21	2,289.01

【ハイドロフルオロカーボンの排出量】

HFC封入カーエアコン付自動車の使用に伴い、1台あたり年間0.015kgのHFC-134aが発生するので、市が使用する公用車108台に対するHFC-134aの発生量は、1.62kgとなります。

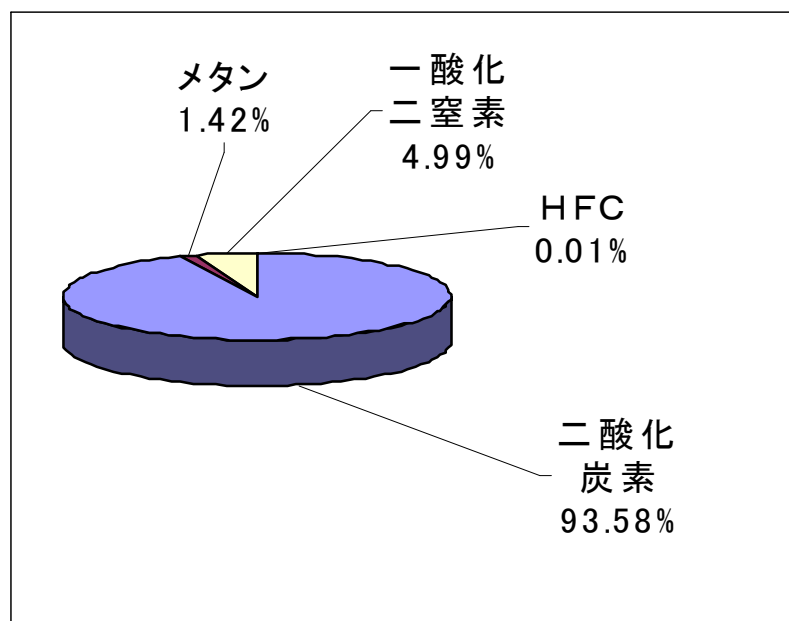
3. 温室効果ガスの種類別の排出状況

温室効果ガスの種類別排出量及び構成比は次の表のとおりです。

温室効果ガスは、種類ごとに地球の温暖化をもたらす度合いが異なり、二酸化炭素を「1」とした場合、メタンは約21倍、一酸化二窒素は約310倍、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は約1,300倍になります。これを地球温暖化係数といいます。本市の平成19年度の事務・事業による温室効果ガスの排出量は、14,211.9t（CO₂換算）になります。

温室効果ガス	排出量 (kg)	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (kg—CO ₂)
二酸化炭素	13,298,709.00	1	13,298,709
メタン	9,595.21	21	201,499
一酸化二窒素	2,289.01	310	709,594
HFC	1.62	1,300	2,106
計			14,211,908

温室効果ガスの構成比

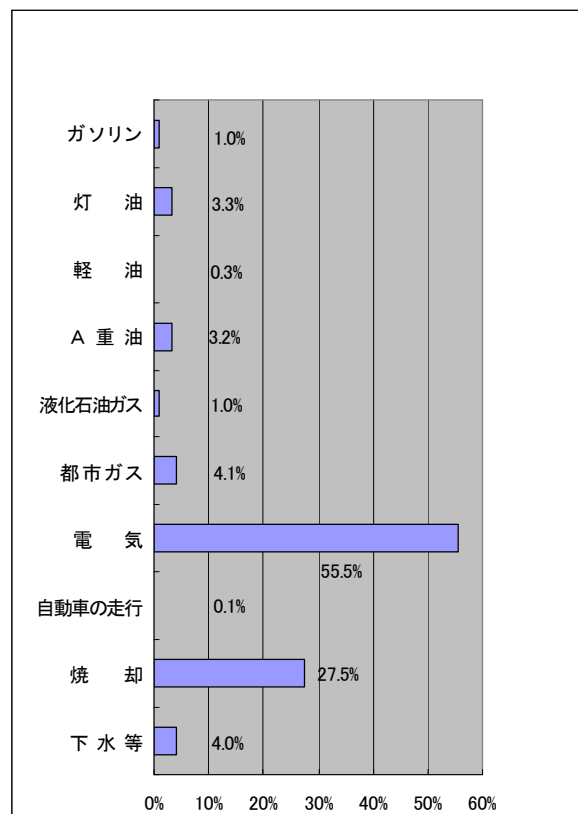


4. 活動別の温室効果ガスの排出状況

平成19年度の本市の活動別温室効果ガスの排出量及び構成比は次の表のとおりです。

活動項目	排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	146,037
灯油	467,039
軽油	37,547
A重油	460,434
液化石油ガス(LPG)	136,201
都市ガス	579,614
電気	7,888,834
自動車の走行に伴う排出	7,921
一般廃棄物焼却等	3,914,489
下水・し尿・浄化槽の処理に伴う排出	573,792
計	14,211,908

活動別温室効果ガスの構成比



第3章 温室効果ガスの排出削減目標

本市の事務・事業を、「市民生活関連事業」、「市民利用施設事業」、「教育関連事業」、「オフィス事業」に分けて、それぞれにおける削減目標を設定します。

「市民生活関連事業」は、水道・下水道・一般廃棄物処理・道路照明灯など市民生活に欠かせない事業です。これらに係る電気の使用、一般廃棄物の焼却や下水等の処理に伴い温室効果ガスが排出されます。排出量は横ばいに推移していますが、排出量が平成19年度以上の量にならないよう留意していくことが必要です。また、環境に配慮した設備の更新も求められます。

「市民利用施設事業」は、公民館、市民会館等、市民の利用に供する施設で、市民の利用頻度により温室効果ガスの排出量は変動します。電気の使用や冷暖房運転時間など適正な使用を利用者の協力のもとに進める必要があります。

「教育関連事業」は、小・中学校、幼稚園、保育所に関連する事業で、電気の使用、給食の調理、空調設備の運転等により温室効果ガスが排出されています。園児・児童・生徒とともに環境に配慮した行動を教育の場で実践することが必要です。

「オフィス事業」は、職員が事務を執行する施設であり、温室効果ガスの排出抑制に関して、市民の模範となるような環境に配慮した行動が必要となります。

これまでに市庁舎内は、「飯能市環境マネジメントシステム」の取り組みにより温室効果ガスの排出、抑制に努め、すでに平成17年度までに平成12年度と比べて、温室効果ガスの排出量を9.2%削減しました。

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標については、平成19年度を基準年として、平成25年度までに「市民生活関連事業」からの排出量は現状を維持し、「市民利用施設事業」、「教育関連事業」、「オフィス事業」からの排出量を6%削減することを目標とします。

第4章 温室効果ガスの排出削減の取り組み

現在の産業活動、日常生活のあり方は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出に大きく関わっています。このような状況で、市の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制を効果的に推進していくため、「温室効果ガスの排出量の現状」の調査結果を踏まえ、温室効果ガス削減の取り組みに努めます。また、市では1,328haの山林を保有しています。山林の所有者として、森林の温室効果ガス吸収作用を最大限に発揮させるため、間伐などの推進に努めます。

1. 温室効果ガス排出削減の具体的な取り組み

①電気使用量の削減

- ・始業前、昼休み、終業時には市民サービスに支障のない範囲で照明を消します。
- ・廊下や通路などは、最小限の照明を使用します。
- ・会議室、トイレ、給湯室、更衣室などは、使用時以外は消灯します。
- ・昼休みなどOA機器を長時間使用しない時は電源を切ります。
- ・使用時以外の電気機器は、コンセントからプラグを抜き、待機電力の削減に努めます。
- ・プリンターは、その日の最初の使用者が電源を入れます。
- ・エレベーターは、荷物の運搬等を除き使用を控えます。
- ・計画的かつ効率的な事務執行を図り、ノー残業デーを励行します。
- ・電気機器等の導入や交換時には、省エネタイプの機器導入に努めます。
- ・所属長の許可なしに扇風機や足温器などの個人的な電気機器を使用しません。
- ・その他電気使用量の削減に努めます。

②公用車の燃料消費量の削減

- ・ノーカーデーの推進に努めます。
- ・公用車利用時には、アイドリングストップを励行し、急発進、急加速をしません。
- ・公共交通機関の利用が可能な時は、これらの交通手段の利用に努めます。
- ・公用車の利用を控え、近距離の移動には自転車を利用します。
- ・公用車の調達に際しては、低燃費車や低公害車を導入します。
- ・タイヤの空気圧の点検を定期的実施します。

③空調設備等の燃料消費量の削減

- ・空調機の稼動期間、稼動時間や冷暖房の設定温度を適切に調整します。
(室内温度は、冷房時は28℃、暖房時は20℃を目安とします)
- ・クールビズ、ウォームビズに努めます。
- ・冷暖房中は、窓の開放は必要最小限に行ないます。
- ・給湯などは効率的に使用します。

2. 温室効果ガス排出の抑制に配慮した取り組み

①グリーン購入の推進

- ・環境に配慮した物品の購入に努めます。
- ・資源やエネルギーの消費が少ない物品の購入に努めます。
- ・再使用が可能な物品の購入に努めます。
- ・リサイクルが可能な物品の購入に努めます。
- ・長期間使用ができる物品の購入に努めます。
- ・廃棄するとき適正な処理や処分が容易な物品の購入に努めます。

②紙類使用量の抑制

- ・資料・チラシ等は適正部数を作成します。
- ・両面コピー、両面印刷に努めます。
- ・使用済コピー用紙の裏面使用を励行します。
- ・庁内LANを積極的に活用し、印刷物削減に努めます。
- ・使用済封筒は、庁内用等に再利用します。
- ・ミスコピーをしないよう留意するとともに、ミスコピー用紙は裏面コピー、メモ用紙等に使用します。

③リサイクルの推進

- ・印刷物は、再生紙を利用します。
- ・ビン、カン、ペットボトル等は、分別してリサイクルを徹底します。
- ・紙類の分別回収を徹底します。

④水の使用量の削減

- ・手洗い、食器洗い等の際には、こまめに水を止めます。
- ・お湯は必要量だけ沸かし、電気ポットの使用は最小限に抑えます。
- ・水量の調整など節水に努めます。

⑤廃棄物の削減

- ・ごみの分別を徹底し、ごみの発生の抑制に努めます。

- ・割り箸の使用をやめ、マイ箸の使用を徹底します。
- ・職員が持ち込んだ新聞・雑誌、ペットボトル、ごみ等は、持ち帰ります。
- ・イベント等の開催に際しては、使い捨て容器の使用を自粛し、ごみの分別など環境に配慮します。
- ・シュレッダーの使用は個人情報に記載されているものに限りません。
- ・マイバッグ等を利用し、レジ袋や過剰包装は原則として断ります。

⑥緑化の推進

- ・森林の温室効果ガスの吸収作用を、より強化するため市有林の整備に努めます。
- ・公共施設内に草花や木を植栽し、緑化を推進します。
- ・窓辺の緑化を推進します。

⑦環境に配慮した建設工事の推進

- ・環境に配慮した設計に努め、再生材の利用を推進します。
- ・排出ガス抑制など、環境に配慮した施工方法を請負業者に要請します。
- ・公共施設の整備に際しては、太陽光など新エネルギーの活用や環境に配慮した設備等の導入を検討します。
- ・地産地消の観点から、西川材など地元産品を使う設計に努めます。

第5章 計画の推進と管理体制

1. 推進体制

本計画に基づき温室効果ガスの排出量を削減していくため、各職場において全職員が地球温暖化問題に関する認識を深め、一丸となって主体的かつ積極的に、計画に定めた取り組みを推進することとします。

2. 職員に対する啓発、情報提供等

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが事務・事業における環境への負荷を自覚して、地球温暖化対策に配慮した取り組みを展開していくことが不可欠です。本計画の取り組みを推進するために、啓発活動の実施、環境に関する情報や地球温暖化対策に関する情報の提供等、本計画における取り組み事項の推進について、職員に周知を図ります。

3. 点検及び公表

毎年、全施設に対して行う温室効果ガスの排出量調査は、「飯能市環境マネジメントシステム」及び準じて作成している「飯能市環境マネジメントシステム庁外マニュアル」に定める様式により活動量の結果を取りまとめ、総排出量を把握するとともに、削減目標に対する進捗状況について点検します。また、その結果について、市ホームページ等により公表します。

資料編

1. 平成19年度飯能市温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）
2. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の抜粋

1. 平成19年度飯能市温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）

調査項目		単位	活動費 平成19年度	対象 ガス	排出係数	地球温暖 化係数	年間排出量 (kg-CO ₂)		
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	62,902	CO ₂	2.32166	1	146,037		
	灯油	ℓ	187,605	CO ₂	2.48948	1	467,039		
	軽油	ℓ	14,335	CO ₂	2.61925	1	37,547		
	A重油	ℓ	169,925	CO ₂	2.70963	1	460,434		
	液化石油ガス(LPG)	kg	45,396	CO ₂	3.00029	1	136,201		
	都市ガス	m ³	278,706	CO ₂	2.07966	1	579,614		
電気使用量		kWh	23,270,896	CO ₂	0.339	1	7,888,834		
自動車 の 走行 量	ガ ソ リ ン	普通・ 小型乗用車	km	139,960	CH ₄	0.00001	21	29	
		小型乗用車	km	139,960	N ₂ O	0.000029	310	1,258	
		軽乗用車	km	101,456	CH ₄	0.00001	21	21	
			km	101,456	N ₂ O	0.000022	310	692	
		普通貨物車	km	11,437	CH ₄	0.000035	21	8	
			km	11,437	N ₂ O	0.000039	310	138	
		小型貨物車	km	256,554	CH ₄	0.000015	21	81	
			km	256,554	N ₂ O	0.000026	310	2,068	
		軽貨物車	km	156,565	CH ₄	0.000011	21	36	
			km	156,565	N ₂ O	0.000022	310	1,068	
		特殊用途車	km	6,887	CH ₄	0.000035	21	5	
			km	6,887	N ₂ O	0.000035	310	75	
	軽 油	バス	km	20,684	CH ₄	0.000017	21	7	
			km	20,684	N ₂ O	0.000025	310	160	
		普通貨物車	km	5,522	CH ₄	0.000015	21	2	
			km	5,522	N ₂ O	0.000014	310	24	
		小型貨物車	km	1,571	CH ₄	0.0000076	21	0	
			km	1,571	N ₂ O	0.000009	310	4	
		特殊用途車	km	17,264	CH ₄	0.000013	21	5	
			km	17,264	N ₂ O	0.000025	310	134	
		HFC-134a封入カ ーエアコン使用台数		台	108	HFC	0.015	1,300	2,106

調査項目	単位	活動費 平成19年度	対象 ガス	排出係数	地球温暖 化係数	年間排出量 (kg-CO ₂)
一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却	t	1,329.5	CO ₂	2,695	1	3,583,003
一般廃棄物の焼却	t	18,902	CH ₄	0.00096	21	381
	t	18,902	N ₂ O	0.0565	310	331,069
ディーゼル機関使用に伴う排出	ℓ	157	N ₂ O	0.000065	310	3
ボイラー等における燃料の使用に伴う排出	kg	1,310	CH ₄	0.0011	21	30
	kg	1,310	N ₂ O	0.000008	310	3
下水の処理に伴う排出	m ³	6,753,704	CH ₄	0.00088	21	124,808
	m ³	6,753,704	N ₂ O	0.00016	310	334,984
し尿の処理に伴う排出	m ³	22,623	CH ₄	0.049	21	23,279
	m ³	22,623	N ₂ O	0.00096	310	6,733
浄化槽の処理に伴う排出	人	4,572	CH ₄	0.55	21	52,807
	人	4,572	N ₂ O	0.022	310	31,181
笑気ガス使用に伴う排出	kg	0	N ₂ O	1	310	0

※排出係数・地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条（平成18年3月24日一部改正）排出係数一覧表の数値を使用する。

電気使用量については、平成18年度東京電力㈱の排出係数を使用する。

2. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の抜粋

（定義）

第2条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン

- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (5) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄

(第4項から第6項は省略)

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(第3項から第7項は省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

(第11項は省略)

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

飯能市職員温室効果ガス削減行動計画
～地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画～

平成21年3月発行

編集 飯能市環境部環境緑水課

〒357-8501

飯能市大字双柳1番地の1

TEL : 042-973-2111 (代表)

FAX : 042-971-2393